

# 第7章

介護保険料の算出



## 1. 介護保険制度における事業費用の見込み

第1号被保険者の保険料を算定するため、今後3年間の介護給付費及び地域支援事業費を見込んでいます。介護給付費は、給付実績から算出したサービスごとの単価と目標年度におけるサービス目標量に、令和3年度(2021年度)の報酬改定を反映し見込んでいます。

### (1) 介護給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス	13,023,452	13,704,312	14,164,102	14,464,038	15,628,812
①訪問介護	4,788,478	4,994,331	5,108,964	5,102,510	5,502,033
②訪問入浴介護	86,199	90,642	92,195	89,915	99,769
③訪問看護	647,457	674,672	690,290	692,736	738,875
④訪問リハビリテーション	211,094	220,783	225,400	227,432	241,841
⑤居宅療養管理指導	660,871	688,380	704,523	707,559	756,063
⑥通所介護	2,752,654	2,852,803	2,956,044	3,061,194	3,404,537
⑦通所リハビリテーション	875,332	908,169	931,726	943,172	993,389
⑧短期入所生活介護	714,050	745,372	763,807	762,820	826,172
⑨短期入所療養介護	65,143	66,993	69,223	68,825	74,086
⑩特定施設入居者生活介護	1,288,433	1,489,912	1,627,528	1,808,853	1,923,487
⑪福祉用具貸与	899,246	936,246	958,038	962,327	1,029,840
⑫特定福祉用具販売	34,495	36,009	36,364	36,695	38,720
(2) 地域密着型サービス	3,988,477	4,133,477	4,327,651	4,638,694	4,945,875
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	484,841	485,110	485,110	540,442	584,173
②夜間対応型訪問介護	76,338	76,467	76,661	88,226	90,999
③地域密着型通所介護	1,109,314	1,202,880	1,238,433	1,260,494	1,316,460
④認知症対応型通所介護	126,127	129,913	135,440	136,357	145,566
⑤小規模多機能型居宅介護	102,837	102,894	102,894	112,466	118,812
⑥グループホーム	1,040,401	1,087,013	1,116,781	1,169,535	1,243,732
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	34,719	34,719	34,719
⑧地域密着型特別養護老人ホーム	745,451	745,864	834,277	957,309	1,043,355
⑨看護小規模多機能型居宅介護	303,168	303,336	303,336	339,146	368,059
(3) 住宅改修	68,156	71,090	73,944	68,681	76,711
(4) 居宅介護支援	1,485,393	1,543,856	1,581,966	1,605,276	1,681,237
(5) 介護保険施設サービス	4,978,290	4,976,509	5,112,196	6,061,242	6,612,681
①広域型特別養護老人ホーム	3,131,107	3,132,845	3,132,845	3,643,797	4,020,141
②介護老人保健施設	1,559,048	1,559,913	1,559,913	1,811,116	1,947,295
③介護療養型医療施設	12,242	8,063	4,186		
④介護医療院	275,893	275,688	415,252	606,329	645,245
介護給付費 合計	23,543,768	24,429,244	25,259,859	26,837,931	28,945,316

(2) 予防給付費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス	289,865	300,052	313,871	335,109	303,517
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	26,202	26,879	27,635	28,299	25,931
③介護予防訪問リハビリテーション	4,557	4,560	4,560	5,220	4,560
④介護予防居宅療養管理指導	21,605	22,449	22,858	23,544	21,326
⑤介護予防通所リハビリテーション	102,512	106,301	109,029	112,245	102,023
⑥介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	55,133	55,550	60,837	74,440	66,510
⑨介護予防福祉用具貸与	71,876	76,014	80,333	82,742	75,187
⑩特定介護予防福祉用具販売	7,980	8,299	8,619	8,619	7,980
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	0	0	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 住宅改修	41,198	43,245	43,245	45,291	40,130
(4) 介護予防支援	77,364	80,159	82,166	84,574	76,604
予防給付費計	408,427	423,456	439,282	464,974	420,251

## (3) 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	800,117	851,993	885,313	924,643	835,287
訪問型サービス	169,321	175,255	179,811	177,836	160,762
通所型サービス	499,614	553,570	588,097	629,968	569,285
介護予防ケアマネジメント	86,062	89,112	91,452	94,306	84,945
一般介護予防事業	40,189	28,951	20,713	17,129	15,429
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	4,931	5,106	5,240	5,403	4,867
包括的支援事業（地域包括支援センターの 運営）及び任意事業	378,667	414,256	404,017	419,985	420,774
包括的支援事業（地域包括支援センター の運営）	333,357	367,262	355,673	369,731	370,426
任意事業	45,310	46,994	48,343	50,254	50,348
包括的支援事業（社会保障充実分）	47,104	48,854	50,257	52,244	52,342
在宅医療・介護連携推進事業	3,526	3,657	3,762	3,911	3,918
生活支援体制整備事業	22,802	23,649	24,328	25,290	25,338
認知症初期集中支援推進事業	6,385	6,622	6,812	7,082	7,095
認知症地域支援・ケア向上事業	12,108	12,558	12,919	13,429	13,454
地域ケア会議推進事業	2,283	2,368	2,436	2,532	2,537
合計	1,225,888	1,315,103	1,339,587	1,396,872	1,308,404

※四捨五入のため、小計と合計額が一致しない箇所があります。

## 2. 第1号保険料基準月額算定

### (1) 標準給付費見込額と保険料収納必要額

介護保険制度における65歳以上の保険料（第1号保険料）については、3年間に被保険者の利用する介護サービスの利用料等を保険者が推計し、保険給付に必要な費用（保険給付費）等を算出した上で、保険料額を決定することとなります。

介護保険事業に必要な法定サービスに係る保険給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50.0%を公費で負担（国25.0%、府12.5%、市12.5%、ただし、施設分については、国20.0%、府17.5%、市12.5%）し、残りを第1号被保険者、第2号被保険者からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、第8期計画期間においては、第7期計画期間と同率となり、第1号被保険者は23.0%、第2号被保険者は27.0%となります。

**標準給付費見込額**  
 = 総給付費（影響額調整後） + 特定入所者介護サービス費等給付額  
 + 高額介護サービス費等給付額 + 高額医療合算介護サービス費等給付額  
 + 審査支払手数料

■標準給付費見込額

（単位：千円）

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
	総給付費	23,952,195	24,852,700		25,699,141	74,504,036
特定入所者介護サービス費等給付額	486,681	451,386	464,352	1,402,419	482,705	483,614
高額介護サービス費給付額	661,681	678,139	697,613	2,037,433	725,186	726,548
高額医療合算介護サービス費等給付額	70,103	72,708	74,795	217,606	77,752	77,898
審査支払手数料	20,391	21,148	21,756	63,294	22,615	22,658
<b>標準給付費見込額</b>	<b>25,191,050</b>	<b>26,076,081</b>	<b>26,957,657</b>	<b>78,224,787</b>	<b>28,611,164</b>	<b>30,676,285</b>

※四捨五入のため、項目の計と標準給付費見込額が一致しない箇所があります。

標準給付費見込額をもとに、次の算定式により、3年間の保険料収納必要額を算定します。

$$\begin{aligned}
 \text{保険料収納必要額} &= \text{③標準給付費見込額と地域支援事業費の合計} \times 0.23 \\
 &+ (\text{①標準給付費見込額} + \text{介護予防・日常生活支援総合事業費}) \times 0.05 \\
 &- \text{⑥調整交付金見込額} + \text{⑦財政安定化基金拠出金見込額} \\
 &+ \text{⑧財政安定化基金償還金} - \text{⑨準備基金取崩額等} \\
 &+ \text{⑩市町村特別給付費等}
 \end{aligned}$$

#### ■ 保険料収納必要額の算定

		数値	説明
①標準給付費見込額（千円）	A	78,224,787	調整交付金の算定にあたっては、各年度の標準給付費見込額を用いる
②地域支援事業費（千円）	B	3,880,579	介護予防・日常生活支援総合事業費 + 包括的支援事業・任意事業費
内、介護予防・日常生活支援 総合事業費（千円）	C	2,537,424	
③標準給付費見込額と 地域支援事業費の合計（千円）	D	82,105,366	
④後期高齢者加入割合補正係数	E	1.0153	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度） 平均
⑤所得段階別加入割合補正係数	F	0.95	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度） 共通
⑥調整交付金見込額（千円）	G	4,707,775	令和3年度（2021年度）～令和5年度 （2023年度）における標準給付費見込 額及び所得段階別加入割合補正係数 と、各年度共通の後期高齢者加入割合 補正係数により算出した金額の合計
調整交付金見込交付率		5.82%	令和3年度（2021年度）～ 令和5年度（2023年度） 平均
⑦財政安定化基金拠出金見込額	H	0	令和3年度（2021年度）～令和5年度 （2023年度）までの拠出率は0%
⑧財政安定化基金償還金（千円）	I	0	
⑨準備基金取崩額等（千円）	J	900,000	第7期計画期間の剰余金の取り崩し
⑩市町村特別給付費等（千円）	K	6,000	保険料減免見込額
保険料収納必要額（千円）	L	17,320,570	$D \times 0.23 + (A+C) \times 0.05 - G + H + I - J + K$

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。（調整交付金の交付割合の変動に伴い第1号被保険者の保険料の負担割合（23%）も変動します。）

※ 地域支援事業に必要な費用についても、公費及び保険料で賄います。

## (2) 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

第8期計画期間では、低所得者対策、制度の持続性及び公平性の観点などから、以下について、国において制度改正に関する検討が進められています。

### ①調整交付金の見直し

調整交付金は、地域における第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合や、所得段階別加入割合の違いにより生じる財政格差を平準化することを目的に交付されています。後期高齢者割合の加入割合に関する現行の補正では、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3つの年齢区分における要介護認定率を用いて重みづけを行ってきました。調整交付金は各保険者の給付費に交付割合を乗じて調整を行っていることから、財政調整の精緻化を図るため、第8期計画より、現行の要介護認定率による重みづけから、介護給付費（1人あたり給付費）による重みづけへと見直されます。なお、激変緩和措置として、第8期計画期間においては、各年度において要介護認定率と介護給付費を2分の1ずつ組み合わせることになります。

### ②高額介護サービス費

高額介護サービス費について、自己負担上限額を医療保険の高額療養費制度における負担上限額に合わせ、年収770万円以上の者と年収約1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しを行う方向で調整されています。また、平成29年の制度改正で設けられた年間上限については、利用の実績を踏まえ、当初の予定通り令和2年度までの措置となる見込みです。

### ③介護報酬改定について

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとなりました。

上記を踏まえ、令和3年度介護報酬改定率は+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が+0.05%（令和3年9月末までの間））とし、実際の保険料推計では、3年間平均の改定率+0.67%を用いて、算出しています。



### (3) 保険料基準月額

介護保険料基準月額は、所得段階別補正後被保険者数及び予定保険料収納率等から算出され、次のようになります。

$$\text{保険料基準月額} = \frac{\text{保険料収納必要額}}{\text{予定保険料収納率}} \div \frac{\text{所得段階別補正後被保険者数}}{12\text{カ月}}$$

※1 予定保険料収納率 = 0.9891

※2 所得段階別補正後被保険者数は、第1号被保険者数を所得段階の人数比で割り振った人数で222,580人となります。

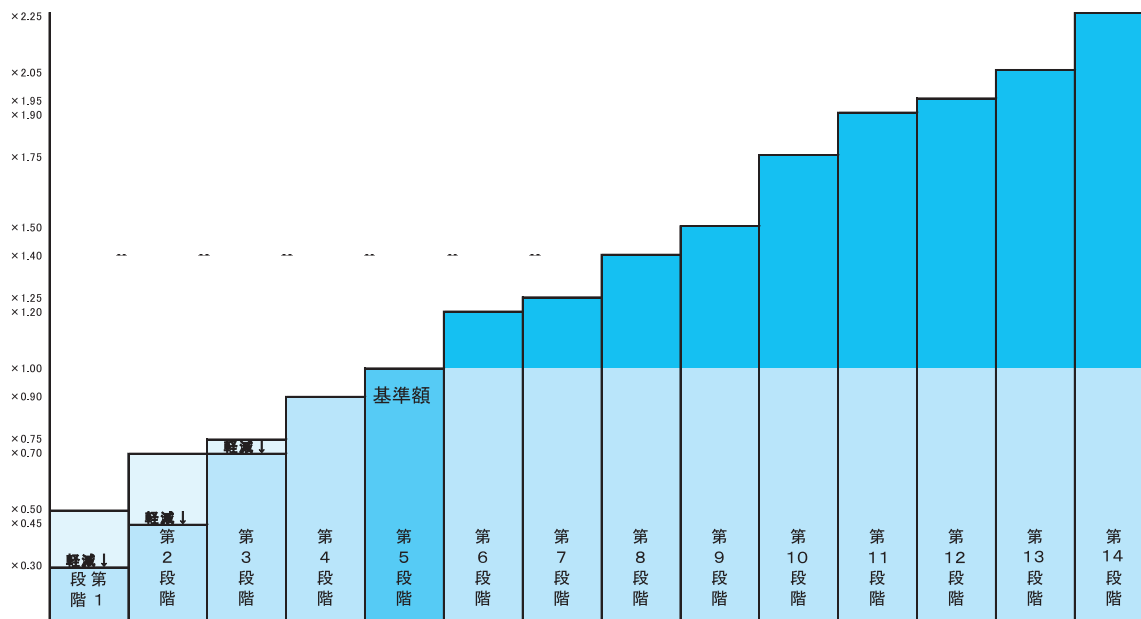
■所得段階別被保険者数と保険料基準月額

(単位：人)

	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		合 計 人 数
	保 険 料 率	人 数	保 険 料 率	人 数	保 険 料 率	人 数	
第1段階	0.30 (0.50)	18,174	0.30 (0.50)	18,047	0.30 (0.50)	17,960	54,181
第2段階	0.45 (0.70)	7,335	0.45 (0.70)	7,284	0.45 (0.70)	7,249	21,868
第3段階	0.70 (0.75)	7,247	0.70 (0.75)	7,197	0.70 (0.75)	7,162	21,606
第4段階	0.90	8,167	0.90	8,110	0.90	8,071	24,348
第5段階	1.00	7,177	1.00	7,125	1.00	7,091	21,393
第6段階	1.20	5,990	1.20	5,948	1.20	5,920	17,858
第7段階	1.25	2,808	1.25	2,788	1.25	2,775	8,371
第8段階	1.40	6,408	1.40	6,363	1.40	6,332	19,103
第9段階	1.50	3,065	1.50	3,043	1.50	3,028	9,136
第10段階	1.75	3,948	1.75	3,921	1.75	3,902	11,771
第11段階	1.90	2,258	1.90	2,242	1.90	2,231	6,731
第12段階	1.95	1,079	1.95	1,072	1.95	1,067	3,218
第13段階	2.05	371	2.05	369	2.05	367	1,107
第14段階	2.25	954	2.25	947	2.25	942	2,843
合 計		74,981		74,456		74,097	223,534

介護保険料基準月額 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)	(円)	6,556
介護保険給付費準備基金取崩額	(円)	341

【第8期介護保険料の所得段階別イメージ】



※第1号被保険者の保険料について保険料基準額に対する割合を、第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.7から0.45に、第3段階は0.75から0.7に軽減します。

■第8期第1号保険料額（年額）及び第7期介護保険料との比較（低所得者軽減後）

		【第8期の保険料】				【第7期の保険料】		
		段階	対象者	保険料率	年額 (月額)	対象者	保険料率	年額 (月額)
本人非課税	世帯非課税	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者で市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.30 (0.50)	23,610 (1,967)	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者で市民税非課税世帯 ・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.30 (0.50)	21,940 (1,828)
		第2段階	・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下	0.45 (0.70)	35,410 (2,950)	・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下	0.45 (0.70)	32,910 (2,742)
		第3段階	・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.70 (0.75)	55,080 (4,590)	・市民税非課税世帯で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.70 (0.75)	51,190 (4,265)
	世帯課税	第4段階	・本人が市民税非課税で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下で、同一世帯に市民税課税者がいる	0.90	70,820 (5,901)	・本人が市民税非課税で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下で、同一世帯に市民税課税者がいる	0.90	65,800 (5,483)
		第5段階 (基準額)	・本人が市民税非課税で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、同一世帯に市民税課税者がいる	1.00	78,680 (6,556)	・本人が市民税非課税で公的年金等の収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え、同一世帯に市民税課税者がいる	1.00	73,110 (6,092)
本人課税	第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円未満	1.20	94,420 (7,868)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円未満	1.20	87,740 (7,311)	
	第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円以上120万円未満	1.25	98,350 (8,195)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が100万円以上120万円未満	1.25	91,390 (7,615)	
	第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満	1.40	110,160 (9,180)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上170万円未満	1.40	102,360 (8,530)	
	第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が170万円以上210万円未満	1.50	118,020 (9,835)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が170万円以上200万円未満	1.50	109,670 (9,139)	
	第10段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.75	137,690 (11,474)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.75	127,950 (10,662)	
	第11段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満	1.90	149,500 (12,458)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上500万円未満	1.90	138,910 (11,575)	
	第12段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満	1.95	153,430 (12,785)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満	1.95	142,570 (11,880)	
	第13段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1000万円未満	2.05	161,300 (13,441)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上1000万円未満	2.05	149,880 (12,490)	
第14段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1000万円以上	2.25	177,030 (14,752)	・本人が市民税課税で、合計所得金額が1000万円以上	2.25	164,500 (13,708)		

※第1～3段階の保険料は、料率の軽減後の保険料額を記載。（）内の保険料率は軽減前の料率。

本市の介護保険料については、保険料の公平性の確保と被保険者の負担能力に応じた保険料負担とすることを目的とし、第7期計画では第14段階を設定してきました。

第8期計画における所得段階は、介護給付費が増加する中で制度の持続可能性を確保しつつ、第1号被保険者に所得に応じた応能負担をいただく観点から、引き続き第14段階とし、かつ、国制度による低所得者に対する軽減措置として、第1段階の料率を0.2、第2段階の料率を0.25、第3段階の料率を0.05引き下げています。

また、平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直し等の影響により標準的な所得段階区分の基準額が変更になったことをうけ、第8期の本市所得段階の第10段階の基準額を200万円以上から210万円以上に、第11段階の基準額を300万円以上から320万円以上に変更しています。

### (4) 第2号被保険者保険料

第2号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付します。集められた全国の納付金は、同基金から各市町村に、介護給付費の27%相当額が交付されます。

### (5) 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)における推計

第8期計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)及び団塊のジュニア世代が65歳に到達する令和22年(2040年)を見据え、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることが必要となっているところです。このことを踏まえて、将来的な給付費などを試算したところ、令和7年度(2025年度)における標準給付費見込額は約290億円、地域支援事業費は約14億円、総額約304億円となり、介護保険料基準月額は約7,500円に、令和22年度(2040年度)には10,000円を超えることが想定されます。